

令和7年6月15日

日本維新の会
代表 吉村洋文 様

日本維新の会 ガバナンス委員会 中間取りまとめ

ガバナンス委員会
委員長 竹中平蔵

本報告書は、日本維新の会吉村洋文代表より委嘱を受けた「ガバナンス委員会」の調査・検討結果の中間取りまとめとして提出するものであります。

本報告書では、現時点での調査結果、主要な論点、ならびに提言を記載いたします。

<ポイント>

I、「政党法」を早急に制定すべき。

- ◆会社における会社法と同様に、基本的な枠組みを定める。
- ◆その際、「党員を中心とした政党運営」が基本であることを再確認し、特に以下の点を含め、一定のルールを定めるべき。
 - ・党員の意思決定（党首選出など）への関与、
 - ・外部有識者の活用（社外取締役に相当する仕組みの導入）、など。

II、維新の会では、「政党法」と並行して「ガバナンスコード」を制定すべき。その際、以下の課題解決を図るべき。

- ◆「何を目指す政党なのか」の再確認
- ◆かねてより指摘されてきた国政維新と日本維新の二重構造の整理（持ち株会社の機能強化）
- ◆政策などの意思決定プロセスの整備
- ◆会社における代表取締役の選考を参考に、最新の幹部選考方式の導入（スキルマトリックスに基づき、望まれる代表像の整理など）
- ◆人材育成と評価システムの構築、人材流動性の確保など
- ◆先駆的なA.I.活用
- ◆いわゆる永田町政治からの脱却（飲食ルールの設定など）

日本維新の会は、発足当初、停滞する古き日本政治を打ち破る政党として期待を集めた。しかし、その目指す未来が見えづらくなり、他の既成政党と同列に信認低下が生じている。政党のあり方について、改めて見直す必要がある。

I 政党全般の課題

本来、政党が政策を掲げて競い合うことは民主主義の根幹である。

ところが、現状では、政党に関する規律は、政治資金規正法に基づく外形的要件（国会議員5人以上、直近選挙で得票率2%以上など）は定められているものの、政党の内部規律に関する定めはない。

結果として、民主主義を支えるべき政党において、非民主的な運営がまかりとおり、党員数は各党いずれも限られている。

会社における会社法、宗教法人における宗教法人法のように、政党の基本的な規律を定める「政党法」の制定は、喫緊の課題である。

1) 「政党法」の必要性

「政党法」は、昭和50年代からたびたび論点として浮上したが、政治活動の自由などの観点から封じられてきた。

諸外国をみれば、政党法のある国（ドイツ、韓国など）もあれば、政党法のない国（米国など）もある。政党法の内容も、内部規律を定めるもの、憲法秩序に反する政党を禁ずるもの、主に国庫助成の仕組みを定めるものなど、さまざまである。

その中で、近年、先進国の多くに共通した事象として、既成政党への信認低下が生じている。選挙戦術にばかり邁進し、また、一般国民から遊離して既得権維持に注力する姿に¹、有権者の多くが辟易し、極端な主張を掲げる新興政党の躍進などが起きている。同様の事象が日本でも顕在化しつつある。

こうした状況下、政党のあり方を定めることの重要性は、従来以上に高まっている。とりわけ政治とカネに起因して政治不信が広がる中、「政党法」の内容を早急に検討し、成立を目指すべきである。

2) 「政党法」の構成要素

「政党法」の内容については、別紙1（ガバナンスの主な論点等）・別紙2（各国の政党法など）を参考に、政党のガバナンスに関する重要項目をカバーすべきである。各政党に対し、明確な規定の制定と公開を求めることが基本としつつ、

¹ 学術的な政党研究では、「選挙プロフェショナル政党」、「カルテル政党」などと整理される。

最低限の民主的な運営や機能などの定めについても検討すべきである。

各国の主要政党の収支構造を比較すると（別紙3）、日本の政党の多くは以下の課題を抱えている。

- ・党費収入の比率はごくわずかである。このため、党員によるガバナンスは機能しづらい。
- ・公的助成への依存度が極端に高い。一方で、助成に伴う規律・監督はないため、ガバナンスのない公営機関の状態になりがちである。
- ・支出面では、議員個人（政党支部）への交付金が大きく、人件費は小さい。このため、組織政党としての機能が弱く、いわゆる「個人商店（個々の国会議員）の集まり」状態になりがちである。

こうした課題を解決するため、「政党法」の制定に際し、特に以下の点を考慮すべきである。

- ① 前提として、政党のあるべき姿は「政治理念を共有する党員が集まり、その理念に基づく政策を掲げて競い合う組織」であることを明確にすべきである。逆に、「党員や政治理念が希薄化し、選挙だけを優先する議員集団」などであるべきではない。
- ② 「党員を中心とした政党運営」を基本とすべきである。このため、党首選出などの重要な意思決定には、党員ができる限り実質的に関与できることが重要である。
- ③ 政党は会社などと比しガバナンスの機能しづらい組織であることを考慮し、外部有識者の活用、特に社外取締役に相当する仕組みの導入は必須とすべきである。
- ④ 「個人商店」ではなく「組織政党」としての機能拡充に配意すべきである。このため、政党助成金の用途に一定のルールを設け、人的体制を強化することも検討すべきである²。

3) 政党のあり方と資金の集め方

政党のあるべき姿として「政党は党員のもの」と位置付けるべきである。このため、政党の資金運営では、党費収入を重要な基礎とすべきである。

また、企業団体献金の是非は国会で議論途上だが、少なくとも、政策決定を歪めない観点で、個人献金の拡大を図るべきである。

政党助成制度の導入以降、公的助成への依存度が高まり、「政党は党員のもの」との位置づけは失われてきた。これを再確立するため、政党助成制度につき一定

² 韓国の法制度では、政党運営補助を受ける政党には、「政策研究所の設置」（助成金の30%の資金配分）などが義務付けられている。

の上限設定も検討すべきである³。また、現行制度では、国会議員数等に基づく配分がなされるなど、専ら国政に着目している。地方政治も含めた政党活動を支える仕組みについて、併せて検討すべきである⁴。

II 維新の会の政党運営に関する検討課題

「政党法」案と並行して、維新の会自らの「ガバナンスコード」の立案を進めるべきである。特に、維新の会の政党運営に関しては、以下のような課題があると考えられ、解決に向けた検討が求められる。

1、政党の目標の再確認

維新の結党時と比し、少なくとも外部からみて、「維新の会が何を目指す政党なのか」が不明瞭になっている。

以下につき検討すべきである。

- ・ガバナンスコードの前提として、党外にも明確に伝わるよう、目標の再確認
- ・さらに今後に向け、定期的に政党の目標を党員で公開討論する場の創設

2、組織設計の再整理、国政維新と日本維新の二重構造の整理

政党の目標に照らして、組織設計を再整理すべきである。特に維新の会ではかねてより、国政維新と日本維新の二重構造のわかりづらさが指摘されてきた。これは、組織上は支部の一つである国会議員団の位置づけが不明瞭になっていることに起因する。

以下につき検討すべきである。

- ・政党本部による組織全体の統括機能の強化（民間企業でいえば「持ち株会社」としての機能強化）
- ・共同代表の選出手続きの見直し（「代表が国会議員でない場合、共同代表は国会議員団で選出」との現行手続きは、代表を中心とした政党運営の枠組みと不整合）
- ・代表の任期に係る見直し（現行規約は、重要選挙の結果に対し執行部が責任をとることを明確にするため、任期を「国政選挙・統一地方選から 90 日後まで」までとしているが、昨年の衆院選後には、これに伴う政党間の政策協議への立ち遅れも指摘された。これらを踏まえ、「年数の任期を設けた上で解任手続きを定める」方式への見直しや、オンライン活用による手続き迅速化などを検討

³ ドイツの政党助成制度は、自力で調達した資金額を上限として交付される仕組みになっている。

⁴ 北欧・ドイツ・カナダ等では、地方議会・州議会に着目した政党助成制度の例がある。

すべき)

3、政策など意思決定プロセスの再整理

政党の根幹となる政策決定などについて、プロセスが不明瞭であってはならないことは言うまでもない。維新の会では、上記2の二重構造の延長で、国政に係る重要な方針決定などに際し、国会議員ではない代表（ないし共同代表）がどの範囲でどのように関与するのかなど、明確な定めがないなどの問題があった⁵。

以下につき検討すべきである。

- ・「政党として決定する事項」と「国会議員団に委ねる事項」を区分する手続きの明確化
- ・政党としての決定プロセスと記録を残す仕組みの明確化（国会期間中に機動的に情報共有・決定を行う体制構築を含め）

4、外部チェック体制の整備

会社において社外取締役が求められるように、政党本部において、以下の体制整備を検討すべきである。

- ・執行部の政党運営や政策決定につき、常時外からの目でチェックがなされる体制の構築
- ・幹部の選出に際しての外部チェック体制の整備：会社における代表取締役の選考（指名委員会による）を参考に、スキルマトリックスに基づき望まれる代表像を整理するなど、最新の幹部選考方式を導入

5、「地方から国を変える」ための体制構築

維新は結党以来、国会議員を頂点とする旧来型政党ではなく、「地方から国を変える」ことを理念としてきた。しかし、そのための地方組織は大阪を除けば脆弱であり、「地方から国を変える」ためのインプットが十分なされているようみえない。

以下につき検討すべきである。

- ・地方組織に対する人的・資金的な資源配分の強化
- ・国政の方針決定への首長・地方議員の関与の強化（上記3の決定プロセスへの参画など）

⁵ 日本維新の会『党規約』上、

・「常任役員会」（代表、共同代表、幹事長、政務調査会長、総務会長、国会議員団長などで構成）が「党務執行に関する方針」などの審議・決定を担う一方、
・「国会内での活動」については「国会議員団」が設けられ、『国会議員団規約』で両院議員総会が最高議決機関とされる。

6、人材育成と徹底した評価の導入など

優れた政策の立案・実現は、政党の根幹である。このため、人材育成、徹底した評価、それに基づく新陳代謝は欠かせない。そもそも政治家は、政治以外の世界でも大いに活躍できる人材がなるべきであり、実績を欠く政治家が長期にわたって地位にしがみつくようなことがあってはならない。政治家の新陳代謝を高め、また国政・地方政治の垣根を超えた流動性を高めることが重要である。

以下につき検討すべきである。

- ・人材育成プログラムの整備・強化： 候補者発掘のための政治塾だけでなく、議員も対象とした政治大学院の創設、専門人材を活用したコーチングの導入などを行うべきである。
- ・候補者の選定プロセスの明確化： 新陳代謝を進める観点では、最近大阪で実施されたように、現職を含めた競争がなされることは適切である。その際、予備選を行うか否か等が恣意的にならないよう、透明・公正なルールと選定基準を定めることが重要である。
- ・国会議員・首長・地方議員の活動に係る評価システムの構築： 在職中の活動につき評価を行い、必要あれば改善を促し、次期の公認決定における判断材料とすべきである。
- ・人材流動性の確保： 能力・実績に基づく評価を基本としつつ、これを補完して、例えば再選回数の制限を原則とし、これを超える場合には特に傑出した実績を要件とすべきである。
- ・組織機能と党職員体制の強化： 政治家個人の人材の力を高めるとともに、政党の組織機能を強化する必要がある。「個人商店の集まり」（自民党など）でも「組織政党」（公明党、共産党）でもなく、両者の力を最大限に發揮する「ハイブリッド型」の政党像を目指すべきである。このため、党職員体制は質量両面で強化すべきである。主要各党と比べて人件費が低いことに留意を要する（別紙3参照）。

7、A I の活用

これからの中の政治においてA I 活用は不可欠であり、維新の会は政治におけるA I 活用の先駆者となるべきである。単に活用するだけでなく、より優れた政策の立案・実現のために最適な活用策を模索すべきである。

8、いわゆる永田町政治の見直し

旧来の永田町政治は、党内外の政治家同士での飲食や金品授受を通じて、情報交換を円滑にし、結束や影響力を高めることを礎としてなされてきた。維新の会は、より合理的で洗練された政治への転換の先駆者となるべきである。「昔から慣行だから」「他の政党もやっていることだから」といった理由で、漫然と継続

すべきではない。

このため、関係者との飲食や接待に関して、国家公務員倫理法等も参考に、以下の点に留意しつつ、ルール整備を行うべきである。

- ・例えば政治活動としての飲食は、記録を残すとともに、「一定金額以上は党内で報告」などの最低限のルールを設け、会食の必要性・適正性を第三者がチェックする仕組みとすべきである。
- ・党内外の政治家同士で金品授受などは、古き政治の名残であり、「金のかかる政治」の解消を目指すべきである。
- ・一方、政治家にとって必要な情報交換や信頼関係の構築を阻害し、政党の競争力を低下させてはならない。国家公務員倫理法についても、ルールに過剰に反応するあまり、必要な関係者との情報交換を阻害し、官庁全般の政策立案機能を低下させた面があったことに留意する必要がある。

あわせて、コンプライアンスの徹底の観点では、倫理規程の見直しを行い、内部通報窓口の整備・拡充も行うべきである。

9、その他

- ・維新では、「身を切る改革」の一環として、地方議員なども含め報酬一律カットがなされている。「財政再建の達成までは報酬カット」といったことには大きな価値があるが、これを永続的に行えば政治家の必要な活動を制約しかねないことも踏まえ、その目的・必要性につき検討すべきである。
- ・党費について、主要各党より低く設定されているが、党員の参加機会のさらなる拡大とともに増額することも検討すべきである。
- ・以上のようなガバナンス改善の方策を迅速に講じたうえ、P D C A サイクルを回し、継続的に改善を図ることが重要である。

III 今後の進め方

6月 中間報告とりまとめ

→これに基づき、維新の会において、政党法やガバナンスコードの立案

それ以降 維新の会における進捗に応じ、さらに検討を深める

(別紙1) ガバナンスの主な論点等

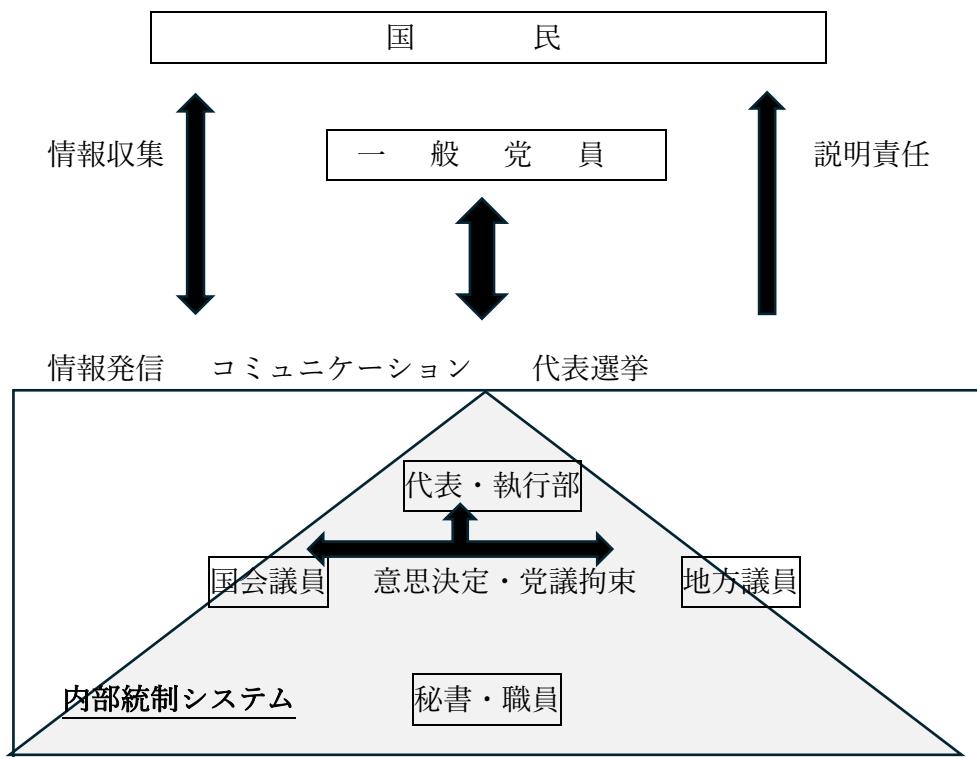
(別紙2) 各国の政党法、これまでの提言

(別紙3) 各国の主要政党の収支構造比較

(別紙1) ガバナンスの主な論点等

I ガバナンスの主な論点

- (1) 国民との関係：情報の収集及び発信（SNSの活用）・説明責任の果たし方
- (2) 一般党員との関係：コミュニケーション・意思決定（代表選など）への関与
- (3) 党の運営：代表・執行部と国会議員・地方議員の関係の整理（意思決定・党議拘束の在り方など）
- (4) 立候補者の調整・候補者や議員の育成及び研修
- (5) 立候補者の任期制限
- (6) 政治資金の透明化（政治資金の集め方・分配の仕方・報告の在り方など）
- (7) 内部統制システムの整備
- (8) 内部通報制度の整備・苦情対応の仕組み
- (9) 監視監督のメカニズムの構築（内部監査・外部監査）
- (10) 懲罰の仕組み・責任の取り方
- (11) 離党の制度
- (12) 外部有識者の活用方法（社外取締役に相当する仕組みなど）



II 内部統制システムの在り方（会社法施行規則 98 条・100 条・110 条の 4 ・112 条

参照）

- 一 代表の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二 党のリスク管理に関する規程その他の体制
- 三 党執行機関の職務の執行が透明かつ効率的に行われることを確保するための体制
- 四 議員及び秘書・職員の職務の執行が法令及び社会規範に適合することを確保するための体制（注：所謂コンプライアンス体制。飲み食いのルールとそのチェック体制

はここに入る)

五 国会議員団及び地方議員の党執行機関への報告に関する体制

六 党執行機関の党員への報告に関する体制

七 内部公益通報に関する体制

(別紙2)

1. 他国の政党法の例

1) ドイツ

◇憲法

- ・政党の内部秩序は民主的諸原則に適合しなければならない。政党は、資金の出所・使途および資産について、公に報告しなければならない。
- ・民主的な基本秩序を侵害する政党は違憲であり、国庫補助の対象から除外する。

◇政党法の構成

- 1章 総則
- 2章 内部秩序（党則・綱領、機関、意思決定など）
- 3章 候補者の推薦
- 4章 国庫補助
- 5章 会計報告
- 6章 不実の会計報告への刑罰など
- 7章 違憲政党禁止 ほか

2) 韓国

◇憲法

- ・政党は、目的・組織・活動が民主的でなければならず、国民の政治的意思形成を助ける必要な組織を有しなければならない。
- ・国は、政党運営に必要な資金を補助できる。
- ・政党の目的・活動が憲法の基本的秩序に反するときは、政府が憲法裁判所に提訴できる。

◇政党法の構成

- 1章 総則
- 2章 政党的設立（綱領・党則など）
- 3章 政党的合併
- 4章 入党・離党
- 5章 政党的運営（必置機関、意思決定など）
- 6章 政党的活動の保障（国庫補助を受ける政党は政策研究所の設置義務付けなど）
- 7章 政党的消滅 ほか

2、提言例

1) 経済同友会：政党法で定めるべき9項目（2013年「『政党法』の制定を目指して」）

1. 紹介
2. 政党支部数
3. マニフェストの内容と策定手順
4. マニフェスト修正手続き
5. 党首（党首選挙、与党党首の任期）
6. 政党助成制度
7. 連立協議
8. 候補者選定
9. 倫理規定

2) 令和臨調：「政党ガバナンスコード」に求められる事項（2024年2月）

1. 女性や若者をはじめとする多様で幅広い候補者のリクルートメントの方策
2. 党内でのリーダーシップ養成の方策と選抜のルール
3. 衆参各院の委員長や委員会理事を含む議会・議事および党運営におけるジェンダー平等など、議員の多様性を反映させるための方策
4. 意思決定の基本的ルール、特に選挙公約（総選挙の場合は政権公約）策定手続
5. 党内の意思決定に関する情報公開の在り方
6. 個人後援会や地方議員団の別名にとどまらず、政党の民意集約機能を高めるための政党支部組織・スタッフ配置の在り方
7. 調査研究広報滞在費制度の使途制限や公開方法
8. 政治資金（政党助成金を含む）の上乗せ・横出し規制と公開、問題発生時の対応方法。特に、政治資金パーティーに関する透明性および監査の仕組みづくり
9. 疑惑が生じ、あるいは問題を起こした議員に対する説明責任確保と処分の在り方
10. 党籍移動のルール（特に、比例名簿による当選者が離党し、又は除名された場合）

3) 制度・規制改革学会：「政党法」で検討すべき事項（2024年2月）

a) 党首：

- ・各政党において、一部関係者の意向に偏らず、党員の総意を十分に反映

した選出方法を定め、公表して遵守すること。(その前提として、マイナンバーによる党員管理を適正に行うことなどが必要。→d)

- ・買収禁止などのルールを定め、厳正に監視・執行すること。
- ・与党党首の任期は、総理大臣の任期と整合的に設定すること。

b) 候補者の選定 :

- ・各政党において、一部関係者の意向に偏った選定がなされないよう、公募などの手続きを明確に定め、公表して遵守すること。

c) 政権公約の策定・修正 :

- ・各政党において、党内の意見を広く反映できる策定手続きを定めること。
- ・選挙後の修正についても手続きを定めること。

d) 党員および内部組織

- ・入党手続き（マイナンバーによる本人確認などを含む）など党員に関する事項、内部組織の構成・選出方法などについて、適正なルールを設け、遵守すること。

e) 政党と政治家個人の関係 :

- ・各政党において、政党と政治家個人の役割分担を明確にすること。（特に自民党は「個人商店の集まり」ともいわれるよう政治家個人への依存度高く、政治活動に力ねのかかる要因となっていることも踏まえ、）政党の組織力（政策形成、民意の把握、人材発掘などの機能）を向上すること。

(別紙3)

日本の主要政党の収支構造

(百万円)	自由民主党	立憲民主党	日本維新の会	公明党	国民民主党	共産党	(参考)自由民主党 (平成元年)							
収入	22,561	100%	8,038	100%	4,301	100%	10,237	100%	1,443	100%	19,459	100%	24,617	100%
公的助成	18,516	82%	7,885	98%	3,831	89%	3,330	33%	1,309	91%	—	—	—	—
党費	994	4%	89	1%	430	10%	681	7%	33	2%	503	3%	4,503	18%
寄付														
個人	341	2%	30	0%	19	0%	1	0%	6	0%	552	3%	381	2%
企業団体	3	0%	1	0%	—	—	—	—	0	0%	—	—	—	—
政治団体	2,325	10%	—	—	0	0%	—	—	—	—	—	—	12,943	53%
事業収入(機関紙発行等)	382	2%	33	0%	6	0%	5,921	58%	84	6%	17,186	88%	1,417	6%
借入金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19	0%	5,000	20%
支出	18,003	100%	7,350	100%	4,445	100%	12,076	100%	1,118	100%	18,921	100%	23,399	100%
経常経費														
人件費	2,827	16%	919	13%	276	6%	2,361	20%	114	10%	2,485	13%	3,330	14%
事務所費	4,419	25%	452	6%	83	2%	1,564	13%	39	3%	1,071	6%		
政治活動費														
組織活動費	1,705	9%	334	5%	101	2%	245	2%	68	6%	168	1%	10,175	43%
選挙関係費	106	1%	5	0%	11	0%	—	—	9	1%	249	1%	5,807	25%
事業費	679	4%	1,953	27%	1,244	28%	5,501	46%	62	6%	12,113	64%	1,811	8%
調査研究費	853	5%	272	4%	81	2%	390	3%	14	1%	59	0%	352	2%
寄付・交付金	7,394	41%	3,348	46%	2,633	59%	1,945	16%	807	72%	2,561	14%	1,818	8%
党費	一般党員:年4,000円 家族党員:年2,000円 特別党員:年2万円以上	党員:年4,000円 協力党員:年2,000円	年2,000円	一般党員:年3,000円 家族党員:年2,000円	党員:年4,000円 サポートー:2,000円 特別党員:年45,000円	入党費300円 党費額:実収入の1% ※党員の財政状況等により減額、免除もあり								
党員数	109万人(2023年末)	10万人(2021年) ※協力党員数を含む	4.7万人(2023年)	45万人(2023年)	3.7万人(2023年) ※サポートー数を含む	25万人(2024年1月)	547万人(1991年=ピーク時)							
財政規模 (年間収入/GDPの1万分の1)	0.38	0.14	0.07	0.17	0.02	0.33	0.57							

※令和5年分政治資金収支報告書、平成元年分政治資金収支報告書の概要(選挙時報)に基づき主な收支を記載。その他各党公表資料等より作成。

各国の主要政党の收支構造

	英国(千£)				ドイツ(千€)				フランス(千€)											
	保守党		労働党		キリスト教民主同盟		社会民主党		再生		国民連合									
収入	59,361	100%	58,628	100%	172,664	100%	171,827	100%	16,174	100%	14,907	100%								
公的助成	536	1%	7,929	14%	57,957	34%	51,309	30%	13,303	82%	10,143	68%								
党費	1,507	3%	16,935	29%	36,257	21%	53,174	31%	444	3%	1,780	12%								
寄付																				
個人	35,864	60%	22,928	39%	12,344	7%	7,701	4%	1,201	7%	623	4%								
企業団体					5,844	3%	1,573	1%	—	—	—	—								
議員分担金					23,063	13%	27,108	16%	407	3%	1,022	7%								
事業収入など	21,454	36%	10,836	18%	37,199	22%	30,962	18%	819	5%	1,339	9%								
支出	41,469	100%	59,479	100%	124,808	100%	140,355	100%	14,685	100%	10,240	100%								
経常経費																				
人件費	12,834	31%	24,273	41%	49,411	40%	50,446	36%	5,409	37%	2,309	23%								
事務所費	13,302	32%	14,651	25%	75,396	60%	89,909	64%	8,757	60%	7,584	74%								
政治活動費																				
組織活動・事業費	15,333	37%	15,566	26%																
選挙関係費																				
政策開発費																				
寄付・交付金			4,989	8%					519	4%	347	3%								
党費	標準:年£39 26歳未満:年£10 など		年£70.50		最低寄付額:月€6 収入に応じ月€15~50		収入に応じ月€6~300超		一般:年€30 学生、求職者など:年€10		プレステージ会員:€250 ベネファクター会員:€100 ユース会員:€10 など									
党員数	17万人(2022年)		43万人(2021年末)		38万人(2021年)		39万人(2021年)		42万人(2021年)		15万人(2021年)									
財政規模 (年間収入/GDPの1万分の1)	0.21		0.21		0.41		0.41		0.06		0.05									

※各党の収支報告書に基づき、主な収支を日本の収支項目に準じて記載。その他各党公表資料等より作成。

各国の主要政党の収支構造(続き)

	韓国(百万₩)				台湾(百万NT\$)			
	共に民主党		国民の力		民主進歩党		中国国民党	
収入	87,727	100%	70,123	100%	509	100%	1,099	100%
公的助成	56,099	64%	41,406	59%	256	50%	246	22%
党費	29,635	34%	21,951	31%	133	26%	125	11%
寄付								
個人	76	0%	1,910	3%	74	15%	101	9%
企業団体	—	—	—	—	40	8%	50	5%
議員分担金								
事業収入など	1,918	2%	4,855	7%	4	1%	575	52%
支出	92,834	100%	75,994	100%	719	100%	1,195	100%
経常経費								
人件費	16,608	18%	12,970	17%	232	32%	171	14%
事務所費	9,338	10%	10,909	14%	256	36%	740	62%
政治活動費								
組織活動・事業費	27,807	30%	19,931	26%	110	15%	145	12%
選挙関係費					63	9%	73	6%
政策開発費	5,470	6%	11,127	15%				
寄付・交付金	33,611	36%	21,056	28%	37	5%	22	2%
党費	月₩1,000以上		月₩1,000以上		年300NT\$ 終身10,000NT\$以上		年300NT\$ 終身10,000NT\$以上	
党員数	513万人(2023年)		445万人(2023年)		23万人(2024年)		45万人(2022年)	
財政規模 (年間収入/GDPの1万分の1)	0.38		0.30		0.22		0.47	

※各党の収支報告書に基づき、主な収支を日本の収支項目に準じて記載。その他各党公表資料等より作成。